

**平成28年第3回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

平成28年9月14日（水） 午前10時01分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第21号 専決処分事項の報告について
専決第17号 町道における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 2 議案第58号 平成28年度七戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議案第59号 平成28年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第60号 平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第61号 平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第62号 平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第63号 平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第64号 平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第65号 平成28年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第66号 平成27年度七戸町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 報告第22号 平成27年度七戸町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第12 報告第23号 平成27年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び賃金不足比率の報告について
- 日程第13 陳情第 4号 安全・安心の医療・介護を求める陳情書について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議 長	16番	田 嶋 輝 雄 君	副議長	15番	三 上 正 二 君
	1番	二ツ森 英 樹 君		2番	小 坂 義 貞 君
	3番	澤 田 公 勇 君		4番	呷 清 悦 君
	5番	岡 村 茂 雄 君		6番	附 田 俊 仁 君
	7番	佐々木 寿 夫 君		8番	瀬 川 左 一 君

9番	盛田 惠津子 君	10番	田嶋 弘一 君
11番	松本 祐一 君	12番	田島 政義 君
13番	中村 正彦 君	14番	白石 洋 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	似 鳥 和 彦 君
総 務 課 長	鳥谷部 昇 君	支 所 長 (兼庶務課長)	八 幡 博 光 君
企画調整課長	高 坂 信 一 君	財 政 課 長	金 見 勝 弘 君
地域おこし 総合戦略課長	田 嶋 邦 貴 君	会 計 管 理 者 (兼会計課長)	加 藤 司 君
税 務 課 長	鳥谷部 勉 君	町 民 課 長	甲 田 美喜雄 君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	氣 田 雅 之 君	健康福祉課長	田 嶋 史 洋 君
商工観光課長	附 田 敬 吾 君	農 林 課 長	天 間 孝 栄 君
建 設 課 長	仁 和 圭 昭 君	上下水道課長	原 田 秋 夫 君
教育委員会委員長	附 田 道 大 君	教 育 長	神 龍 子 君
学 務 課 長	中 野 昭 弘 君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長・ 中央図書館長)	鳥谷部 慎一郎 君
世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君	農業委員会会長	高 田 武 志 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	古 屋 敷 満 君
選挙管理委員会事務局長	甲 田 美喜雄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	原 子 保 幸 君	事 務 局 次 長	中 村 孝 司 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議録署名議員

7番	佐々木 寿夫 君	8番	瀬川 左一 君
----	----------	----	---------

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○議長（田嶋輝雄君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがいまして、平成28年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより、9月8日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 報告第21号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第21号専決処分事項の報告について、町道における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第21号専決処分事項の報告について、町道における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり承認されました。

○日程第2 議案第58号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第2 議案第58号平成28年度七戸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

8ページから10ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

6番議員。

○6番（附田俊仁君） おはようございます。私のほうから、歳入全般ということで、先般、決算の委員会の中で、代表監査委員から監査の指摘事項として、延滞金の問題が出ておりました。これはもう、私の記憶する限り、何年も続けて同じ文言がついてきていると

いうふうに認識しております。

あと、先月、常任委員会が行われまして、文教厚生常任委員会の中でも延滞金の問題等が出ておりました。ちょっとお伺いしたいのですが、国税と別個に、町で独自に徴収しなければならないお金があるのですが、それに対する対応がどのようになっているかお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 税金のほかに保育料とか住宅料、その他滞納があった場合、例えば奨学金の返還の滞納とか、各課でそれぞれ対応しております。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員。

○6番（附田俊仁君） みんな職員の方が担当になると、その対応ということで動いているように見ているのですが、職員の資質の問題もあるとは思いますが、役場の業務として、誰がその業務を担当しても、極端な話、金太郎あめのように業務が退行というか、進まないというようなことがあってはならないと思うのですね。

そこで我々町議会、町として、本来業務は、町の条例に従って動いているものですから、当然のごとく、その条例というのがなければ職員も実務を受けないのではないかとこのように考えるのですが、そこはどのようなふうにお考えでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 確かに、職員は優秀な職員ばかりでございますので、それぞれに精通しておりますが、人によってとらえ方とかいろいろありますので、確かに延滞金の場合、そのセクションセクションで考え方はちょっと違う部分は、また、保育料であれば保育にかかわる人たちに対する心を持って、税であれば税金を、お金を町がお預かりして町政に役立てるといふそういう形、思いで皆さんやっているはずでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員。

○6番（附田俊仁君） 国民の大きな義務の一つの中に納税というものがあつて、その中で町民課と税務課は、その税金というものに対して別段で動いているわけですが、もう一つ我々が大きく考えなければいけないことは、受益者負担という考え方でありまして。受益者負担は、当然のごとく皆さんから集めた税金の中で、この町の予算というものが組まれているわけですから、利益をこうむる人が応分の費用を負担するというのは、当然のことだと考えております。したがって、当然のごとく町では、その負担を求めるわけですが、それに対して、権利は主張して、義務を果たさないという人が少なからずあるようにお見受けします。確かに、家庭の中の事情でお金が払えないとかという事情もあるとは思いますが、それでもそのある期日を定めて、その期日の中で対応できない場合は、返済計画なるものを提出いただいて事業の継続を図ってあげるとかという、救済措置も当然のごとくできると思うのですね。そういうところのあいまいさをこちらが求めないと、支払う側もそういうことに甘んじて延び延びになっていて、こういうふうに係数として決算に上がってくるという実情がありますので、ここはどのような形がいいのかわかりませんが、

条例をきちっと策定して、延滞という問題に対して、きちっと町の姿勢というものを示すべきだと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 権利だけ主張して、義務を果たさないという人も確かにいます。大体もう税金がそうであれば、その後もそういう傾向があります。ただし大部分は、やっぱり払いたくても払えないという事情というのは、やっぱりその時々出てくると思います。そこで、条例というお話ありましたけれども、いわゆるいろいろな利用料、使用料、あるいはまた税金もそうですけれども、それぞれ事業というのは、いわゆる料金の回収をして、一つ完結ということになると思います。ですから、一応そこそこには回収のためのいろいろな方策、あるいはまたいわゆる段階というのはありますけれども、改めてもう1回その辺も点検をして、そして賦課するのは賦課すると、払うのは誰かに頼むというわけにはいかないと思っています。ですから、その辺は再点検をして、できるだけそういった延滞とか、そういったものがないように務めていきたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 9ページの15款財産収入の不動産売払収入ということで、補正が927万円と。これは、立木売払収入ということになっているのですが、これはどういう内容ですか。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

立木売払収入でございますが、これは東天間館国有林の売却したものになりますが、全体で25町5反歩の面積のうち、第1バックとして、平成28年度に14町歩を売却いたしました。その内訳といたしましては、国が2割で646万6,199円、町が927万2,385円。そして11集落に分配されるのですが、集落分として1,545万3,976円の収入がございました。その町分の収入でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 25ヘクタールのうち、14ヘクタールということは、まだ11ヘクタール残っているということですね。そうすると、これはこれからまだ入ってくる可能性がある。

それから、国有地に植林しているものが集落なり町に入ってくる、こういうふうな場所は、このほかにもまだあるのですか。以上、2点。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

まず、25町5反歩のうち、今回14町歩売却したのですが、残りに関しては、第2バックとして、平成30年から35年の間に、11町5反歩を予定しております。

また、この国有林以外の国の土地でございますが、七戸地区の太田山とか、ほかにも同

じような物件がございます。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君）

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 同じような物件があるということは、立木売払収入などをこれからも見込めるということですか。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） 議員おっしゃるとおり、これからも見込むことは可能でございます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

15番議員。

○15番（三上正二君） 先ほどの6番議員と関連するのですけれども、私も建設産業常任委員会に所属しているのですけれども、やっぱり先ほど延滞、取れないというのは、毎日水道であれ、住宅であれ、何であれいっぱいあるのですよ。まさか文教のほうにもこういうふうにあるだろうとは思っていましたが、これたしかどうしても、その中に事情があったにしても、どうしても取れない場合は、何か町ではなくて第三者、県のほう、委託というか、そういうのはあるのでしょうか。何か聞いたことあるのですけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 税金の場合は、県の滞納整理組合に、いわゆるこういう言い方は悪いのですが、悪質な部分とか、例えば県外にいて取りにくい場合は、滞納整理組合に移管してやることもございます。ただ、保育料とか住宅料とかというのは、今はございません。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） この前、委員会に出たら、その件について、恐らく同じ人が保育もあればあれもあるこれもある、こういう形なんでしょうけれども、水道の場合は、水道、電気というのは、とめれば済む話だからすぐ払うのでしょうけれども、やっぱり各課でその対応をしているという話なんですから、そういう横の連絡というのですか、その形の部分は、同じ共有した形になれば、例えばAという人が町民課にもあれば、あっちにもある、どっちにもあるということがあるのでしょうかけれども、その辺のところを検討したほうがいいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 滞納といいますか、いわゆる債務者を各課で簡単な形で共有するのは、ちょっと個人情報関係もありますので、一応、確かに例えば税金滞納、国保滞納、それから住宅料滞納とかいろいろございます。同じ人もあろうかと思えますけれども、要は、まず第一に徴収できるのは税金でございます。それから次に進んでいきます

が、とりあえず各課の徴収の仕方、税務課は徴収班がおりますので精通しておりますけれども、ほかの課はなかなかそこまで精通はしておりませんので、未収金回収検討会とか研究会なりを設けまして、情報の共有を図ろうとこれから考えております。情報の共有を図りながら、どのような形がいいのかというのを検討したいと思います。

一つの課に、一つの人間に滞納金を集約するということになると、それぞれの行政法に基づいてやっておりますし、また、民法とか商法とか訴訟法とか精通しなければなりませんので、なかなかそれは難しいものがございます。移動とかもございますので。したがって、債務者ごとのファイルを管理するような形に持っていきたいと思っております。最終的には、未収金回収の指針を策定して、どこの課でも同じような形で事に当たることができるような形をつくっていきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

11 ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費から、13 ページ、2 款 6 項 1 目監査委員費まで、発言を許します。

7 番議員。

○7 番（佐々木寿夫君） 12、13 ページにかかわってなんですが、社会保障・税番号制度費の2 款 1 項 1 6 目 1 3 節委託料の総合行政情報とか、19 節の中間サーバーが、今度は同じく戸籍住民基本台帳費のほうに移ってるのですよね。これはどうしてこういうふうになっているのですか、そのわけをお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（甲田美喜雄君） お答えいたします。

社会保障・税番号制度費については、平成27年度の6月補正で新たな目を新設して執行してまいりました。それを平成28年度においても当初予算で、今回は16目ということで計上しておりましたけれども、このいわゆるマイナンバーに係る一連の経費というのは、目的別歳出においては、戸籍住民基本台帳費に計上すべきであるという国からの指針が示されておりまして、これに基づきまして、今回9月補正において、総務管理費のほうから戸籍住民基本台帳費のほうに移管して組みかえたものであります。

○議長（田嶋輝雄君） 7 番議員。

○7 番（佐々木寿夫君） さらに聞きますが、総合行政情報システム番号制度改修業務委託料、そして委託料の下に中間サーバー・プラットフォーム負担金と、こういうふうにしたようなのがなっているのですが、これはどういうふうな関係ですか。

○議長（田嶋輝雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

総合行政情報システム番号制度改修業務につきましては、これはマイナンバー制度に伴うシステムの改修、総務省分とか厚生労働省分とかというシステムがあるのですが、それ

らを改修するための費用でございます。

それから、中間サーバー・プラットフォーム負担金、これに関しましては、平成29年7月からマイナンバー制度が本番運用ということになりまして、その制度において、他県または他市町村との連携業務が可能となるわけでございます。地方自治体などが保有します個人情報、これらを他の地方自治体と情報連携を行うため、その対象となる個人情報の副本、これを保存・管理、そして情報の授受を仲介する役割、これを担うものが中間サーバーというものでございます。これを使用していくわけですので、これに対する使用料をこれから負担金として支払っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） そうすると、総合行政情報システム番号制度改修業務委託料、この業務と中間サーバー・プラットフォーム負担金のこの関係は、これは関係しているのでしょうか。

もう一つ、最後なんです、個人番号カード関連事務委任交付金にかかわって、現在個人番号カードというのは、何人ぐらいの人が町民で取得しているか、以上2点伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

総合行政情報システムの番号制度改修、これは町のシステム、いわゆる住民基本台帳とか税のシステム、または国民年金とか、そういう町のシステムを改修するというものでございます。中間サーバーというものは、これは国が整備するものでして、国が整備するものに対して、各市町村が負担をするということでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（甲田美喜雄君） マイナンバーカードの交付数についてお答えいたします。

8月末現在で七戸町に発行されておりますマイナンバーカードについては、1,103件となっております。これを住基人口で割りますと、およそ6.7%の普及率となっております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（松本祐一君） 11ページの7目七戸支所費に関連しますけれども、6月議会で畜協跡地に公共施設を張りつけるんだということを公表いたしました。その後、もう3カ月たつわけですがけれども、その後の経緯をお知らせいただければなと思うのですけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

畜協用地の用地取得についてでございますが、先月末に畜産農業協同組合のほうと町とで基本協定を締結しております。畜産農協のほうでも、前向きに用地の譲渡について考えていただけるという内容での基本協定になりますが、それを受けて、今後のスケジュールとしては、9月中に用地測量であったりとかの移転補償に関する業務委託を発注して事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 11番議員。

○11番（松本祐一君） 相手があることですので、慎重にやっていただいて、でき得れば9月議会に、私から質問受けなくて、前もって説明していただければよかったですのかなど。その当時、随時報告しますという言い方だったと思いますので、まず3カ月間の中で、また12月議会でこういう変位が起こるかわかりませんので、まずお知らせいただければと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁はいいですか。

○11番（松本祐一君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） 次に、14ページ、3款1項1目社会福祉総務費から18ページ、7款1項6目観光交流センター管理費まで、発言を許します。

9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 14ページの老人福祉費の19節介護ロボット等導入支援事業費補助金、ささやかですけれども、92万7,000円、これは国のほうの交付金から来るものですが、この交付金でどのような使い方をするのか、教えていただければ。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

介護ロボット等導入支援事業というのが、ことし厚生労働省のほうからやるということで、1事業所が手を挙げまして申請いたしました。この介護ロボット等導入支援事業というのは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就業するための環境整備として、介護従事者の負担軽減のある介護ロボットをやるというふうな目的要件でございます。1事業所から申し込みがございました件は、ベッドから離れると、センサーにより介護従事者に通報が行き、事前に転落等の防止対策等を行う機材の導入によるものでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 例えば老人ホーム、特養なんかは、これからは介護度3以上でなければ入れません。それで、したがって非常に介護従事者の身体的負担が大きくなります。ですからリフトとか、またいろいろなさまざまな器具を使って負担軽減をしなければ、従事者そのものが倒れてしまいます。現在、介護従事者も不足がちでありますので、この制度を利用して、大いにその負担軽減に努めていただきたいと思います。何せこの、余りにささやかなものですが、これは要望して増額して、各施設なり、各いろいろな

老人施設等に使えるような工夫をしていただきたと思います。

まだ七戸町は介護従事者は足りている状態ではありますが、離職者も多いです。それは大変きつい、安いというふうな言い方もされておりますので、このようなものを使って介護者が継続して仕事をできるように、このような制度を大いに使っていただきたいと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 要望でよろしいですか。

○9番（盛田恵津子君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） ありませんか。

3番議員。

○3番（澤田公勇君） 16ページの農業水産業費の件ですけれども、先般8月30日の台風10号の被害、この被害があった数字については、今回9月議会の中では、数字的に間に合わないものがあるというふうに察しますけれども、農林課と建設課からお聞きしたいのですけれども、まず農林課のほうから、今回の台風の災害件数等がわかっているならば、その災害件数なんですけれども、要は町政として災害の助成に当たる金額が40万円以上というふうなことで伺っていますけれども、それに対応の金額に当たらない件数がどれほどあるのかというのが1点です。

あと建設課のほうからは、町政として資金運用しなければならない件数がどれくらいあるのか、多分まだ金額的なものは出ないと思えますけれども、件数だけでも教えていただきたいなというふうに思えますけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） ただいまの質問にお答えします。

補助対象になるような形の被害ですけれども、7号、8号合わせて11件あります。それから、補助対象にならないであろう件数が、把握をしているので70件ほどございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

建設課所管のいわゆる道路、河川、公共施設災害の状況を報告します。

公共事業として、いわゆる国庫補助事業による道路災害の復旧工事ですけれども、件数で河川災5カ所、道路災で2カ所になっております。計公共災として実施できる件数では、7カ所となっております。ほか、公共災、工事額で60万円以上ということになりますけれども、それ未満のいわゆる単独災、単独道路災害として12カ所、道路としては公共と単独合わせると、道路だけで16カ所というふうな形になっております。

ほか、災害等によらない維持修繕的小規模な台風被害状況ですけれども、未舗装の砂利流出、溝掘れ等25カ所、路肩のり面の小規模崩壊等全18カ所、排水不良、いわゆる道路の横断上の側溝の詰まり等ですけれども、これが21カ所。

先回、台風10号によっては、かなりの倒木がありました。倒木関連では、全部で140カ所、倒木本数でいくと300本以上になるかと思っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 3番議員。

○3番（澤田公勇君） 件数的な報告、ありがとうございました。

この10号の台風に対する町長を初め総務課、それから農林課、建設課の職員の方は、朝まで大変御苦勞されたようで、大変ありがとうございましたというふうに思います。

それで、今、農林課長のほうから報告があった40万円未満の件数、70件というふうな件数が報告ありましたけれども、これに対して町政として、被害総額の40万円未満と言いますから、35万円、39万円も入るわけですね。そういった被害者の方に対しての助成金の拠出、例えば被害額の20%なり25%の助成措置を考えるというふうなことができないのでしょうか。その辺、町長のほうからお答えをお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

台風の災害で、いわゆる補助対象が40万円以上と、40万円以下は補助対象外ということで、これが70件、およその金額で、約830万円ぐらいということです。それで、実は大きいものもあります。40万円すれすれの、個人でやるとなか中大変だと、できないということで、平成19年に、実はこういったものに対しての対応をした経緯があります。その辺を参考にして、今、町で考えているのが、いわゆる40万円以下の物件で、およそ2割受益者負担と、あとの8割は、町で助成したらどうかということで、今、検討しております、こういった形でやっていきたいと。今、大体、ほとんど申告というのはもう終わった状況で、恐らくこれぐらいの件数で、もう確定するだろうというふうに思っています、一応2割ぐらいの受益者と、あとの8割の行政ということで、その災害の復旧をやりたいと。ただし、これ10万円以上と、1件当たり。当然業者をお願いするということとなりますので、10万円以下となると、ほとんど業者が機械を運んでいけば、それでも10万円かかるという状況で、それぐらいやっぱり個人でやってもらうと。1件10万円以上のものについて、40万円以下、2割ぐらいの受益者負担で、その復旧工事をやりたいというふうに思っております。

あと、建設課のほうは単独の工事については12カ所、これ今、測量して、早目にこれに対応するというようにしております。

○議長（田嶋輝雄君） 3番議員。

○3番（澤田公勇君） 確かに、町政もいろいろな意味で苦しいわけですがけれども、被災された町民の方については、今、町長が答弁なされたことをぜひとも実施してほしいというふうに思います。

もう一つなんですけれども、こういう水害が起こり得るというふうなことは、そうたびたびあることではないでしょうけれども、きのう現在でも天間ダムの水位はほとんど下

がっていません。聞くところによると、例年であると、ダムが放流が終わって1週間程度すると、昔の跡地が見えてきたりというふうな状況になるのですけれども、今のところ、全然そういう石が見えない。

もう一つ、今、放流しているわけですが、水門をあけて放流することによってきれいな水が流れていない。その水が小川原湖に流出している。小川原湖のほうから、ちょっとうわさ的なことですが、シラウオ漁に影響を及ぼしているというふうな話も聞かされています。今の状況で持っているものは、持ってますからまだいいですが、ただ、うわさですが、どうもシャッター、水門の取りかえ工事、3億円ほどかけてやらざるを得ない状況下にある。ただ、天間ダムの場合は、和田ダムと違って防災システムという状況下であるものでないので、そういった観点から、国、県としても費用の出す項目が見当たらないようなという、うわさも聞いています。それで、これをやっばり防災システムのダムに変えていかないと、今後ますます大きな影響が懸念されていくと思います。その中で考えられるのが、今30年までに、みちのくの第2道路、盛り土して嵩上げて道路をつくっているわけですが、これ東北町の大浦のほうからずっと四ヶ村・榎林方面を通して、それで天間の橋のあたりから、また高いところへ上がっていくわけですが、この道路が、逆に言うとダムのつくりかえとか、そういうふうなことをしていかないと、第2のダムになる可能性が十分考えられます。そういった中で考えると、地域の冠水状況、特に町が冠水しやすくなります。そうすると、町の機構として考えられるのが低いところにある七戸病院、そういった災害の中で、応急手当をしなければならぬ病院等が冠水するということは、機能低下になってくるわけです。そうした中で、それを避けるためには、町長にお願いしたいのですが、小川原湖周域の隣接町村、七戸町、東北町、六ヶ所村、六戸町、この小川原湖へ流れる流域と合同で天間ダムの防災ダムの格上げと、つくり直しができないのかという陳情をしていただきたいというふうに考えますが、町長その辺どうでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

天間ダムはいまだに放流して、水が濁っています。もう台風以降ですから、その水が全部小川原湖に行っているということで、恐らくかなりそういう意味の濁りはあると思います。これいつも放流するときに、沈殿しているものが流れるということで、これは取り立てて、ことしだけの現象ではないのですけれども、ことしは特にひどいということですが、実は天間ダムは県が管理するダムということで、かんがい用のダムと防災と兼ねているダムということになっています。この前は、上北鉾山付近に100年に一度の大雨ということで、もうダムすれすれまで来て大変な状況の中で、もう放流しました。放流せざるを得ないと。ですから下流の堤防が、決壊はしませんでしたけれども、いわゆる越えて大きな被害をもたらしたということでありました。

そこで、これは関連するのは東北町と七戸町です、自治体としては、県と一緒に

来年から6年の計画で、大体、昭和40年ごろの完成ですから、もう相当老朽化していると。都合15億円ぐらいかけて大改修事業をやるということで6カ年の計画がありました。実は、町にも来年から相応の負担というの、大したことはないのですけれども、町は6年間で1億2,000万円の負担ということで、東北町が6年間で780万円と。まあ大したことないです。けれども、関連があるということで、そういう実は事業をやるということにしております。ですから、これをやることによって、さらに今、何でも長寿命化ということですから、その辺のダムの強度をしっかりと保つということになるというふうに思っておりますが、第2みちのくと言いましたけれども、恐らく上北道の話かと思いますが、それはちゃんとした今、橋梁をやるということで、恐らくそれはいわゆる水をせきとめるとか、そういうことはないと思いますし、七戸病院のほうは和田ダムなり、あるいはまた作田ダムなりと、これはその次の段階でその改修工事に入ると。まだ比較的新しいということで、そういうことになるそうであります。

この間の台風については、和田ダム、あるいはまた作田ダムともに、あふれて越えるというところまでは行かなかったということで、ある程度そういう機能は果たしているみたいであります。

とりあえずは天間ダム、これはそういうことで改修工事をするということにしていますので、それに乗って町もこれ相応の、残念ながら年間そんなに多い額ではないのですけれども、一応負担をしながら、ちゃんとしたその体制をとってもらいたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 3番議員。

○3番（澤田公勇君） 県としても6年から7年の計画の中で、ダムの補強工事を行っていくというふうなことで、調整的負担、年間2,000万円程度の金額を計上しなければならぬと。ただ2,000万円、では東北町の何倍なんだというふうなことになる、金額的には、ちょっと当町のほうが多過ぎるのでないかなというふうな気もしますけれども、災害の発生効率から考えると、その辺もあろうかなとは思いますが、そういった中でダムの補強の問題、確かに私も10日の日の夜、雨がやんだ8時半から町道と、それから庁舎にもお邪魔させていただきました。和田ダムの水量の確認と、天間ダムには身の危険を感じましたので行きませんでした。ただ、翌日、有料道路のほうからダムを見た状況の中では、町長が先ほど言われたとおり、放流しなければ危険な状態だろうというふうなことは確かにあったと思います。そういった中で、こういうふうな継続事業を実施していかなければならないという状況下の中で、やっぱりこれはある意味、町長にも、こういう事業を責任を持って継続していただけないと困るのでないかなというふうに私考えます。そういった中で、個人的な見解になりますけれども、町長にもう1点お伺いしたいと思います。

きょうの新聞ですけれども、東北町の町長さん、来年の選挙に立候補するというふうなことをきのうの議会に出したようですけれども、関連で聞くのも失礼かと思っておりますけれども

も、ちょっと議題からそれるかもわからないですけども、こういう防災のことを継続的に進めるというふうなことでもちょっと、議会の最後のほうでもよかったかと思いたすけれども、言葉出ましたので、ちょっと議長どうですか、お伺いしても。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 全て事業というのは継続性というのはあるのですけれども、そういった継続に対しての意欲はあります。ありますけれども、こういったものは一人で決めるわけにはいきませんので、いろいろ後援会もありますし、いろいろ意見を聞きながら早目に判断したいと思いたす。

○議長（田嶋輝雄君） 次に、ありませんか。

8番議員。

○8番（瀬川左一君） 18ページの7款の13節の委託料の中で、そば魅力発信事業業務委託料322万円と、あと工事請負費の観光施設設備工事費の783万円の内容についてお聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田敬吾君） お答えします。

委託料のそば魅力発信事業業務委託料ですけども、これに関しては、6月の定例会で補正予算に補助金のほうで計上しておりましたけれども、この事業の内容としましては、昨年まで実施していた、そば博覧会が体育館の消防法の関連で開催できなくなったということで、そばと合わせて七戸の野菜、また、道の駅の魅力を、道の駅で開催しているいろいろなPR、発信しましょうということで予算計上しました。性質上でいけば、まず補助金より、やはり委託料のほうの方がよろしいのではないかとということで、今回組みかえということで、委託料のほうに計上させていただきました。

もう一つが観光施設整備工事費の内訳ですけども、これに関しては、スキー場のリフトの支えい索交換工事で、ワイヤーが法定でいきますと、1万時間を超えともう交換しなければならぬ。これに510万9,000円計上させていただいております。

あと、そのほか町有地、南部縦貫鉄道の駅舎前のところに、前に使っていたフェンスがあるのですけれども、あのフェンスをまず撤去するというのと、あと花き展示館のシャッターがちょっと古く重くなったので、それに関するまず改修工事79万8,000円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） そば博は青森県でも七戸だけがすごく魅力的にやって、そのマニアがたくさん期待している中にありながら、これ体育館だからだめとか、外でやれる可能性もあったのではないかと思うのだけれども、その辺は、やめたと言っているけれども、検討はしていたのかどうだったのかも、それ道の駅、場所もいろいろな場所もあるのだけれども、その辺はもうちょっと、続いたものは簡単に消防法がだめだ、あれがだめだとやめ

るのもちょっと、何か盛り上がってきたのが、急にそういうのでやめさせるというのも非常に、今後またそういうことに対して、やったものをまたどこかの形でやるという考えがあるのかもお聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田敬吾君） お答えします。

まず、天間林体育館とかいろいろと検討しましたけれども、設備費とか場所、今、体育館のほうも学校建設で使っておりますので、それに関してはちょっと無理だと、困難であるということで、あとは屋内スポーツセンターに関しては、あそこに関しては人工芝ですので、あそこにシートを敷いてシンクを並べてまず運営することは、シート設置、敷くに関して人工芝の上にシートですので、ちょっとシート自体が安定しないということで、施設の中では、やることは無理であるということの判断で、今回、今考えているのが、道の駅の七彩館のほうで、そば打ち体験とか、あと町内に手打ちそば屋さんとかいろいろありますので、そちらのほうにお客様に回っていただいて、スタンプラリーをやっていただいて、いろいろな記念品とか商品券とか、そういったものを開催しまして、町なかに誘客させると、回遊させるということをまず考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） そば博と言えば、七戸ばかりじゃなく、階上とか下北とかいろいろなところから来て、いろいろな魅力、そこそこの味があって、それを結構求めて来る人がいた中で、例えばB1グランプリみたいにテントをかけてやるとか、道の駅であれば駐車場を利用したあれをとるとか、イオンとかそういうふうな共同で、あの駐車場を借りたりしてやるとかいうようなそういうふうな考えの中で、やはりこれはやったことに対して非常にいいことは、もっと小さくやって、そばの体験やらせるじゃなくして、今までのような形の中で進めていくのが最もだと思うのだけれども、その辺をもうちょっと検討して、これからもやっぱり町は今後こういうふうな形の中で、ことし天気が悪くて非常にいいところにまいたそばも本当に全滅しています。非常にそばは水に弱くて、地下水がちょっと高くなると、もう根元から崩れてくるというような形でありますので、その辺はやっぱりどうしても町でも植えているし、ことしは特に天候もこうであるし、やっぱりそういうふうな県内にはないものをやっているときは、まだまだ人気があるときは、そういうふうな形の中でとっていければいいと思いますので、要望で終わります。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 17ページの6款15目のところでお聞きいたします。

自分も携わっていて言いづらいところがあるのですけれども、今、非常にいろいろな形でまちおこし、いろいろなことをやっています。また、子供のことも思いながら、体験学習みたいなこともやっています。ここ十二、三年になるのですけれども、なかなか会員が

入ってこない。それと一つ、また、若い人が東京のほうから、20代の方が、女性の方でもお手伝いに来ているのですけれども、そういう我が町に魅力があるということで、経費をかけてまでもお手伝いに来たりしているのですけれども、その中に例えば修学旅行生を扱う、秋田県なんかは結構、子供たちがおかげさまでありがとうと、また、親が大変ありがとうと。中には、学校で音楽やっている方々が、合唱団がその田園を見て、民泊して修学旅行へ来たときに、帰ったら歌の曲が1オクターブ高く上がっていたと。先生が大変喜んだとか、そういうことを聞きます。まして、食べない子供が田舎に来て料理を食べたと。食べないピーマンも食べていたと。ふだん食事がとれないのも食べていたということを知りますので、まちおこしも一生懸命頑張っていると思いますけれども、今、我が町はここにもう少し力を入れてやるべきだと思います。

確かに、町長もみずから民泊を受けています。でも本来であれば、住民の所得向上ということで、住民がすべきことでありますので、人が民泊するに足りないということで町長に参画してもらっているのですけれども、これをいかにこれから発展させていくかということを考えているのか、お伺いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

会員をふやすことに関しては、いろいろ努力をしておりますけれども、なかなか難しい状況でして、まして農業体験とかとなると、本当は専業農家というところに行けばいいのですけれども、なかなか本当に専業農家というのが、本当に収穫時期となると、もう専業ですから忙しくなるので、どちらかと言うと、仕事をリタイヤして兼業している人とかというのが割と宿泊を受け入れやすいのが現状でして、なかなか専業農家は、協力してくれる農家もあるのですけれども、なかなかふえないのが現状です。今後なるべく農林課としても、ふやす努力はしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 17ページのさっきの台風の関係なんですけど、この前の台風10号、屋内避難所を何箇所設置して、何人の方が避難したか、まずそこお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

先般の台風10号では、避難所4カ所を設置しております。七戸小学校、城南小学校、それから中央公民館、坪集会所の4カ所でございます。

それぞれの避難所には、七戸小学校には男女合わせて9名、城南小学校には4名、中央公民館には3名、坪集会所が5名の合わせて21名が避難しております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） この避難所に避難するためには、避難警報を出しているのですが、この避難警報というのは、いろいろな段階あると思うのですが、この避難警報の段階と、実際川の水位との関係はどうなっているのか、あるいは降水量との関係はどうなっているのか、そこも教えてください。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

今回の台風では、町では避難準備情報を発令しております。これは、災害対策基本法の中には、避難勧告、避難指示という二つの項目がありますけれども、この避難準備情報は、たしか平成16年に新潟、福島を初め、全国でそういう水害が発生して、多数の方が犠牲に遭ったというようなことから、国が独自のガイドラインということで、この避難準備情報というのが新しくできました。

段階的には、1番は低い段階というふうになりますので、いわゆる高齢者、あとはそういう弱者等がちょっと危ないよと、これからどんどん雨が降ってくるので危ないというふうなことを感じた場合に、自主避難をするということでございます。それに合わせて、町が4カ所避難所を開設したということでございます。

また、雨量等に関しましては、県が示します、県の河川防災情報システムというのがありますけれども、これが高瀬川、坪川、中野川の3カ所が観測所になっております。それらを総合的に判断し、また、これからの台風の方向、進行、それから雨量のこれからどのぐらい雨が降るか等々を総合的に判断して、避難準備情報を発令するということになります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） この避難準備情報で私らの町内も高齢者が避難したのですが、それは結局どういうことかと言うと、要するに水位と堤防の高さの関係なんかがあるのですよね。それで、例えば天間ダムするときにも、天間ダムの放流によって浸水した地域があると思うのですよね。この天間ダムの放流によって浸水した地域の堤防の高さというのは、もともとの計画している堤防の高さとどうなのかと、水量のね。

それから、七戸町における堤防の高さと降水量の関係で、堤防の高さがいわゆる計画している水量よりも低い箇所というのは何箇所ぐらいあるのですか。それから、天間ダムの放流によって浸水した地域は、いわゆる堤防の高さが計画している堤防の高さになっていたのか、それから水量の高さと堤防の高さの関係で低くなっているところはどれぐらいあるの。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

坪川、高瀬川、中野川につきましては、観測所があるところの高さがどのぐらいあるかで数字が出ているということになります。

坪川では、観測所がある地点の川の高さが4.8メートル。それに対して、最大の水位が5.17。ですので、4.8の高さに対して、水位が5.17まで上がったということでございます。ですから、観測所のある周辺の水田が冠水したということになります。

それから、七戸川につきましては、ちょうど今の七戸の幼稚園の裏のほうに観測所があるのですが、それによりますと、堤防の高さが5.6メートルに対して、最大で2.07まで水位が上がっております。ですから、そういう氾濫とかになりますと、まだ3メートルぐらいの余裕があるということになります。ですから、どのぐらいあるかはちょっとわかりませんが、観測所の地点で言いますと、今言ったような数字で、七戸川は観測所の地点では水位が通常に比べますと、約1メートルぐらいアップと。堤防の高さに比べますと、3メートル弱の余裕があるということになります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 坪川の観測所の堤防の高さが4.8メートルということなんです、これは県の昭和52年の計画だと、坪川の堤防の高さは6.8メートルというふうに決められているのですよ。そして、最大の数量が5.8メートルと、でも6.8メートルの堤防の高さだから大丈夫だということなんです、今、坪川の場合には、4.8メートルの堤防の高さですから、実際、県で計画している6.8メートルの堤防の高さよりは、もう2メートルも低いわけですよ。これをさっきの15億円の中で、ここの堤防の嵩上げの工事というのは入っているかどうか、そしてこの堤防の高さを確保するために、今、県なり国交省でどういう計画があるのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 河川の関係では、どれぐらいの想定か、まず50年に1回の大雨、あるいはまた100年に1回の大雨、それを想定して川の幅、堤防の高さ、これを決めていわゆる工事をするそうであります。ところが今の実態を見ると、もう木が生えたり、あるいはまた、そのほかの川の中にいろいろな工作物があったり、全く流れを阻害する要因がいっぱいある。これはもう今までも県にも要望しておりました。

それから、この間の水防訓練のときも、八戸でやったときも、いわゆる国の担当者にもお願いをしていました。もう絶対計算したとおりの水は流れませんよと。そうすると、幾ら余裕があったって、もう超えるということになります。

そこで、一つのこの間の反省から、例えば避難準備情報、これを出しても、これ何のことでわからない人が結構あると。これは改めて、あるいはまた避難勧告、避難指示、これを改めて皆さんに周知するように、わかりやすくしたいというふうに思いますし、実はあれを出すときも、ちょっとどうしましょうかという、ちょっと悩みました。というのは、空振りに終われば大変な迷惑をかける。ところが岩泉町でも、ちゅうちょして指示を出そうか出すまいかといううちに水が出た。ですから、これからも、もうちゅうちょしないでそういった情報はどんどん出して、そのかわりちゃんとした避難所は準備するという

ことにしたいと思えます。

今のダムの関係ですけれども、それもあわせて要望はいたします。いたしますけれども、ダムの嵩上げ云々よりも、やはり河床の整理です。川底の整理、それをどんどんやってもらえるようにしないと、絶対もう水は流れないと。ごみはひっかかるし、木はひっかかるしと。

それから、実は坪川は、天間館橋から下流は川幅もぐっと狭くなっている箇所があります。そのこの堤防は、恐らく相当前の計算だと思います。この辺は実態と合わない部分ありますので、その辺の要望も合わせて強くこれしたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

15番議員。

○15番（三上正二君） 今の関連ですけれども、この前たまたま台風15号のときに、テレビのテロップで警戒準備情報、そういうのが出たのですよ。たまたまいたもんだから、あれと思って役場に電話したのですよ。そうしたら、箇所はどこです、いや新川原のあたりです、過去にそういう決壊した経緯がありますので、一応念のため出しました。それはそれでよかったのです。そのときに聞いた話だと、いや前の台風のときよりも水かさは少ないと言ったんだよ。だから、あれ、前のときには、私の記憶違いかどうかわかりませんが、たしか準備警報というのかな、それは出てなかったように思うのですけれども、さっき町長言ったみたいに、出したから、空振りに終わったって。これは空振りに終わってもいいのよ。心配にこしたことはないから。ただ、その基準というのは、さっきも言ったように、警戒情報を出したときよりも、出さないときのほうが水かさが多かったという説明だったので、その基準値というのはどの辺になっているのかなと思って、出したのは決して悪いということじゃないんですよ。もしありましたら教えてもらえませんか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

七戸川につきましては、避難準備情報を発するための地上水位でございますが、1.9メートルでございます。要するに、大雨で川の水があふれてくるとなったときに、観測所の地点で1.9を超えたら避難準備情報を発令するという、一つその基準といたしますか、そういう一つの目安として、その水位があるということでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） というのは、前に準備警報というのかな、それ出したときのほうが、その前の出さなかった、出したか出さなかったか答えを言いませんけれども、出さなかったときのほうが水かが多いと言うのですよ。だとすれば、今1.9という形は、それを超えているはずだけれども、出したのでしょうか、出さなかったのでしょうかだけの話です。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

前回の台風のときは、1時間当たりの雨量でございますけれども、今回の台風の場合は1時間当たりの雨量が、前回のその前の台風より少なかったということで、前回は1時間当たりの雨量が多かったために、急激に水量は上がりましたが、その後の雨が降らなかったということで出さなかったということでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 12番議員。

○12番（田島政義君） どこで質問すればいいかわからなかったのですが、町長は中部の管理者ですので、特に病院のことで、先般、地域の住民から、退院したと。診断書をお願いしたと。2カ月ぐらいかかりますと。人をばかにしているんでないかという話、あんなのところは何をやっているんだ。恐らく議員は地域の代表ですから、特に中部だけの問題ではなくて、救急車を呼んだときでもなかなか対応が、消防の人は困っていると、病院の受け答えが悪くて。だからもう、いつもだとすところ行くのが、当然5分、10分は玄関のところにて連絡をとっている。そういうのが何ででしょうとよく言われるのですよ。だけれども我々としても答えようがないんで、一つには、私は前も言って、電子カルテのことでいろいろ言っているのですが、電子カルテ導入、患者のほうは受付が、たたけばすぐ患者のデータが出るわけです。今のそうじゃなくて、探しに行くわけです。夜勤が一人ですから大変です、仕事が。救急病院になって指定病院になっていますので、それで挙げ句の果てに十和田に回されたりとか、八戸に回されたりとかというのが多いので、ここでやはりそう文書作成とか、そういうカルテの問題とか、たまたまおとといです。千葉のお医者さんがちょうどたまたま泊まっています、その方が言うのは、我々は医者という道を選んだと。ですから、ここで言うと八戸の救急の担当している今先生、あの人は自治医大を終わって、途中で救急に入った。あの人もみたいな考えの人が、青森県のドクターに多ければ、そういうことがなくなるでしょうと。というのは帰すなど、来たら受けろというタイプでやっているみたい。総合診療を全部やっていますので、そういうふうにして、我々は、私も含めて、その先生が言うには、医者という道を選んだ職業、それをとればただの人だと。だから我々は選んだ以上は、地域住民のためにやっぱり受け答えをしなければならぬのだと。なかなか、そしてその先生が言うのには、うちの医者は行かないと思うのですが、でも先般の中部の委員会的时候に、終わってから病院長は、やはり将来的には専門職の事務方と、そういう総合診療の人が欲しいというようなことを考えたら、中部病院の事務長も3年か2年でかわるわけだ。それを10年ぐらいいる人にしてほしいという、病院の院長がちらっとしゃべったのを聞いていて、ああやっぱりこういうのもあるのだな。ですからいろいろ、カルテやることによって、いろいろなデータが、オーダー、文書作成から何か一つできて、先生が一々書かなくてもいいわけです。書くのが大変だから、書類がたまりますからと言われるのですが、そういうシステムを町に、でなくても町の負担がどんどん今、病院でふえてますので、やはりその患者の対応の受けがよくなる限りは、病院は黒字にならないと思うので、だからその辺

も、町長は管理者ですから、何としてもその辺を、地域住民のためにもその辺の考え方をちょっとだけお聞かせ願えればと。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 電子カルテ云々じゃなくて、診断書で2カ月、3カ月、とんでもない話です。何かの間違えかなと思いますけれども、改めて確認はします。そんなに長くかかるはずがないというふうに思います。

それから今先生は、恐らく全国でも講演したりして非常にそういう面でも有名な、城南小学校にも実は子供たちの講演に来たこともありました。そういう先進的な発想を持っているというか、システムをどんどんどん入れていくということで、非常に参考になるというふうに思います。

今の院長もそうですけれども、とにかく受けろということは言っているということです。救急患者でもですね。ただ、その時々のお医者さんによっては、私の専門外であるとか、ああだこうだということになかなか受けない。そうすると、救急隊員はそこから今度、別な病院を探したりと、なかなか発車しない。何でかという、いわゆる病院を探しているという状況。だからこういう実態も、実は院長とよく話をして、その改善方というのを話をしておりますが、なかなか一気に解消できないのですけれども、まあ今ある程度はよくなってきつつあるというふうに報告は受けておりますが、そういうまず苦情があるということで、あとは電子カルテのことも含めて、低価格の電子カルテを実はちょっと新聞で見たことありまして、これもある程度検討してみなければというふうには思っていますけれども、総合的にその辺いろいろ受けて検討していきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 12番議員。

○12番（田島政義君） わかりました。今ちょっと隣の松本議員と話していたら、松本さんは6カ月かかりますと言われた。ですから、2カ月、3カ月普通だと思いますよ、町長。そういうこともありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、18ページ、8款1項1目土木総務費から20ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、20ページ、10款1項2目事務局費から26ページ、13款1項5目農業集落排水事業特別会計繰出金まで、発言を許します。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 25ページ、中央公園のところの一つお聞きいたします。

このたびの夏まつりに行きましたけれども、皆さんから植樹させていただいた木も、20年以上たつと結構環境的に、また、花火等々に見晴らしがよくないなというふうに感じるのと、近所の人にしてみれば、葉っぱが飛んできて困っているということもあります。

ということで、やっぱり植樹、記念碑をやっても20年ぐらいたったら、伊勢神宮も建て直しということをやっていますので、20年たったら何かその木でベンチをつくるなり、また、そここのところに橋があるのですけれども、20年たったら、その木で橋をつくってやるとか、そういうリサイクル的なことを考えてやったほうが、このたびも、これからの祭り事でも景観的にいいような感じがするのですけれども。

それと、10款の学校建設費、中学校のところなんですけれども、前回私のほうで、学校を建てる場合、同時に通学路もということで質問した経緯があります。そのときに教育長は、通学路の指定は学校長と話しして決めると。それで、できれば平成28年度中にしたいということであります。それに対して町長も、子供の命を守るのも大変だからということで話をされていましたが、本来であればここに、補正にまで上げてやらなければならないなど。もしくは、12月であれば、1月、2月の工事というふうにもなります。

私もちょくちょく十和田のほうに用事があって出かけるのですけれども、立崎から十和田工業のほうに向かっていくと、必ずここ、自転車通学、確かに歩道も何もないけれども、そういう看板立っているだけで、私自身気をつけて行けば、高校生が自転車で上北のほうから十和田のほうに向かってのを見受けます。ということで、そういう看板の設置でもやらないと、ここがどういう状況かというのがわからないので、ましてや我が地区は、ちょっと余計な話だけれども、十字路から長沢地区に行くときの両方の道路の排水が見えないくらい雑林でアーチを描いています。いいことであればアーチを組むのはいいのですけれども、本来であれば通学路と指定する場合は、アーチは必要がないと思うのですけれども、その辺のことを検討していましたか。やると言いましたけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） まず、中央公園の主に木の整備ということについての御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、確かにかなり年数がたって、老木等になっている木が見受けられますので、今後、計画的に、安全面等も考えまして倒木等に備えて整備してまいりたいと思います。

また、先般の台風によりまして、やはり公園内の老木等、倒木ありましたが、そういった木の処理については、バンガローハウス等で使うまき等に再利用しております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 通学路ですけれども、10番議員の要望でありましたので、今までやってきました。中心市街地といいますか、それは今まで大体もうある電柱全てにつけるということで、大体これは終わっております。それから、通学路については、本来は新学期始まって学校長なり、あるいはまた関係する人で歩いて決めるそうですけれども、大体想定されるルートありますから、大体ここであろうということで、それは今、各路線調

べております。特にスクールバス以外の、スクールバスのところはこれは別として、スクールバス以外で、すれすれのところも含めて検討しております。新学期が始まるまでの間に、大体整備をする予定にしております。特に、今おっしゃった狐久保から長沢へ行くあの通りも、確かに電柱はあるのですけれども、木の枝がかぶさって、あれにつけてみても余り脇に光が広がらないと。ですから、あの伐採も恐らく枝打ちも必要だろうというふうに思いますし、あと榎林方面、それは実は電柱もないところもあります。新設の箇所もありますし、それは大体、建設課で大体把握して、今これから順次その辺、設計を組んでつけるということにしていきたいと思います。

そのほかに、いわゆる天間館中学校学区は、大体、天中まで来るのにいい街路灯がありますので、そこから後は新しい中学校までのルートで、今までと別なルートを通る子供がどこなのかというのを将来の通学路を想定して、これも検討して新学期、来年の4月が始まるまでの間にきちっとこれは整備をいたします。ただし、歩道までつくるとなると、これはちょっと無理ということで、最低限まず街路灯はつけるということにいたしますので、御心配ないようにお願いしたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 私、教育長からも聞いているのですけれども、通学路の指定は、学校、校長等と話し合いをして決めると。どういう話をしたかということもお聞きしたい。答弁漏れだと思っただけけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神龍子君） 通学路のみならず、学校目標とかそういうことを今、盛んにすり合わせしている状況です。

通学路に関しては、新学期始まってから、大体、子供たちが通学するであろうと思われる大きな道路が通学路となる予定です。

委員会として、そして学校と相談していることは、原則としてスクールバスとするということで考えています。このスクールバスの地域については、もう既に決まっています、天間館中学校区は尾山頭線、白石線、疍線、鳥谷部線、そして榎林中学校のほうは、榎林北線と、仮称ですけれども北線、これは甲田、李沢、貝塚、二ツ森、昭和、それから榎林南線、長沢、花松、旧榎中、榎林東、これらに該当する地域は、原則スクールバスで登下校してもらうということで考えています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 学校に登校するときの話だと、スクールバスが出るということですが、それ以外に、1年間52週の中で土日休むわけですよ。それと祭日を含めると大体120日ぐらい、それから春休み、冬休み、夏休み等を含めると、大体わかると思うのですけれども、その中において、その時期もスクールバスを活用させてやるの

か、それとも子供たちが、みずから部活をやるために学校に行くのかということが一番のキーポイントなんです。だから私が聞いているのが、途中で、もしあったら看板だけでも立てておけば、ここ通学しているよという例を挙げているのです。だから言うことはわかるのですけれども、これから今、予算を本来なら上げて、その柱でも何でも、あの寒中に工事するのかということだから、私が言っているのは、ここで本当は補正を組むんじゃないかという話だったのです。だから、その夏休み、冬休み、土日・祭日を、これは今の中学校だけじゃないですよ。七戸の中学校もそういう箇所あると思うよ。だから子供の安全を守るためにやるべきことであろうかなということで質問しているので、その後150日の祭日、春休み、冬休みのときは、通学路としての機能、それともスクールバスを出して送り迎えして部活をやらせるのかお聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 通学路という看板、大変ありがたい御助言、これから考えていきたと思います。子供の命を守るということを考えれば、設置することが望ましいのかなと思っております。

それから、休日とか長期休業とか、そうしたときの部活動の活動についてですが、これはスクールバスを配車するということはできません。ただし、日中そういう休日とか、長期休業中の部活動の時間帯というのは、大体9時から昼までとか、あるいは3時までとか、そうした明るい時間に終わりますので、そうしたことについては、子供たちに十分気をつけて通学路を通過して帰るよという指導をしていきますし、保護者にもそのようなことは説明していきたいと思います。ただ、中体連前とか、新人戦などで延長願いととか、大会によっては、朝早くから夜暗くなるまで帰れないということがありますが、そうした際は、今現在も行っていますけれども、保護者のほうに送迎のお願いとか、そうしたことをあらかじめ文書で出して、協力願うという考えで今後もおります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） ちょっと聞き逃したので、もう一度お聞きいたします。

外灯はいいとしても、その看板の設置でも、これは全部の中学校の練習、夏休み、冬休み、休日のときでもそうなのだけれども、確かに今いい機会だから双方を見て、できる限り学校が始まる前に看板の設置が必要だと思います。というのは、私も運転する側で、ここが通学路だと思えばスピードも落ちるし、いけば気をつけます。という意味合いから、つけるべきかなと思っていますので、ぜひ年内でもいいからやるべきだと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁はいいですか。

4番議員。

○4番（呷 清悦君） 24ページと25ページの10款教育費の2目体育施設費に関して、2点伺います。

一般質問でもスポーツについて質問しましたがけれども、人口が減っていて、スポーツ人

口もそれに比例して減っていると思います。体育施設費も、毎年仮にこれぐらいの予算を見ていくとすると、町民1人当たりの負担額が高くなるわけですから、今、新たにつくる計画のある体育館についても、そのあたりを含めて、財政的に負担の少ない方向で考えていくべきだと思っています。そういう点では、まず天間林中学校が一般の人も利用可能で、かつ平日生徒が体育の授業及び部活動でも使えるということで、むしろ利用率が高まっていいことだと思っています。

そういう中で、今現在、体育館、一般の人、仕事を抱えていて夜に体育館を使うという人が主に使っている時間帯、あと逆に平日は大人の方は、利用者は少ないだろうとは予想しているのですけれども、実情がどうなのかというあたり、1点目を伺います。

2点目として、体育館を新たにつくるといった場合に、天間林中学校のような考えでいくと、七戸中学校も、あそこ野球場、テニスコート、サッカー場からグラウンドゴルフをやるスペースもあるし、今、新たに200台駐車できる駐車場の整備ということを見ると、今ある七中の西側のところが、体育館一つつくれるぐらいのスペースがあいているように思うので、一つの案としてですけれども、将来七中の校舎も老朽化して、やはり校舎建て直しが必要だといった場合にも、校舎のみ建てれば、渡り廊下でその体育館も使える、方法として、そこも体育館の建設場所としては、一つの案だとは思いますが、そういった案が今までもいろいろな検討の場に出てきたのかというのとあわせて、その案というのも実現可能な案なのか、検討するに値する案なのかという点を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） まず、1点目の体育館の利用状況についてお答えいたします。

まず、日中の利用時間、9時から16時30分については、一般解放しております。主にテニス、バスケットボール、バドミントン、卓球等の種目が利用しております。

また、七戸体育館においては、養護学校の体育館では授業が消化し切れないうところで、七戸体育館も利用して体育の授業等を行っております。

次に、夕方の時間、16時30分から19時までにつきましては、主にスポーツ少年団、または高校の部活動等が利用しております。種目につきましては、陸上、バスケットボール、サッカー、ソフトテニスといったところが主に使用しております。

次に夜間、19時から21時については一般解放。また、体育協会所属団体が主に利用しております。種目につきましては、バスケットボール、バドミントン、ダンス、卓球、バウンドテニス等が利用しております。

また、七戸体育館につきましては、体育協会所属団体の主催によりまして、ナイターリーグといったものを開催しております。種目については、バレー、バスケット、バドミントン、ユニホック、フットサルサッカーということで利用しております。

以上になります。

2点目の新体育館の場所ということについてお答えいたします。

今年度スポーツ推進審議会というのを立ち上げまして、新体育館を含め、体育施設等の総括的な施設の整備というものについて審議していただくということにしております。

審議会につきましては、3回開いて、体育館の場所及び体育館の規模、また、どういった活用方法をしていくのかというのを審議していただく予定となっております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 二、三年前から体育館の場所は検討してまいりました。課長級で集まって検討委員会を立ち上げて、候補は幾つか出ました。一つは、ふれあいセンターのあたり、それから現在の七戸体育館、そして運動公園、先ほどおっしゃった。ふれあいセンターと現七戸体育館は、ちょっと狭いんですね。敷地が600人収容規模だと無理だということで、それでは七戸運動公園がいいのではないかという話も出ましたが、こちらのほうから行くにはちょっと遠いというのもありまして、それじゃあ真ん中の畜協の跡地のあたりがいいんじゃないかというふうに決まりました。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 22ページ、学校建設費、18節備品購入費ということで、1,339万円取っているのですが、多分これは天間林中学校のさまざまな備品ではないかと思うのですが、まずこれは天間林中学校の備品なのかどうか、内容をお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、天間林中学校に備えるための備品でございます。

内容でございますが、現在両中学校で使われている備品、使えるものは新しい校舎のほうへ運び使用いたします。それ以外で古いもの、例えば保健室のベッドですとか、新しく、今までなかったというのは、美術室等は現在もありますが、それ専用の椅子、テーブルというのはなかったものですから、今、新築に当たって、美術室、音楽室の机、椅子、これらを購入する予定です。

それから、理科室、美術室、それから技術室等の作業台といいますか、そういう大きなテーブルは、新築工事の中で見ておりますので、この備品の中には入っておりません。

それから、同じく理科室、調理室、技術室等の戸棚、あるいは書棚等も新築工事の中で見ておりますので、備品購入の中には入っておりません。

その他、体育の授業で利用します柔道に使用する畳も購入する予定です。

あと配膳室には、給食用の牛乳を冷やすための冷蔵庫を購入の予定でございます。

主なものは以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 天間林中学校が新築されているわけで、子供たちも新しい学校に入るというのは気分一新、心機一転、もう1回自分をリセットしてやり直すという子供もいるかもしれないし、さらに自分を発展させていこうとするかもしれません。新校舎の影響というのは、やっぱり子供のやる気にもかなりかかわると思っています。

そこで伺いますが、今こういうことを買うと、設備、備品の購入を予定しているのですが、まず教育委員会としては、今ある学校の備品で、例えば子供の机とか、職員室の椅子とか、私は七戸中学校ができたとき、机、椅子を持って毎日行ったのですが、やっぱり新しい校舎には古いのは合わないとか、そういう感じもしたりもしたのですが、教育委員会としては、この新校舎に対して、旧校舎から移す基準とか、その辺をどういうふうに考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

まず、新しい学校に新品をという気持ちは大変理解できます。私たちが新しい家を建てたとき、新しい家具を入れたいというのとやはり同じような気持ちだと思います。ただ、現在使用しているものでも、例えば去年おとし備品として購入した新しいもの等もあります。ここ四、五年というものもあります。したがって、ここ数年で購入した備品で使えるものはやはり使うという、まず方針です。

それから、調理室の中にIHクッキングのヒーターが設置されます。これまではガスで煮炊きしていましたが、これからはIHの時代ですので、そうしたIHの鍋等を買うわけですが、時代の流れに応じて、やはり買いかえていかなければならないものは買いかえていくという方針。

それから、先ほど課長のほうから柔道の畳の話がありましたが、非常に柔道の畳は重いのです。それを、わずか休み時間10分の間に子供たちが運ぶ。そこには先生方がつくわけですが、非常に危険を伴いますので、危険を回避するというのも考えて、そして最近では軽量の柔道の畳も出ているということもあって、危険を回避するために軽量のものにするとか、購入に当たっては、そうしたことを考えて購入計画を現在立てています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

6番議員。

○6番（附田俊仁君） 今の学校建設費のところでは2点ほどなんですけど、先ほど10番議員からスクールバスの件が出まして、私もちょっと心配しているところなのですが、土日、夏休み、冬休み、長期の休業の時間、スクールバスを運行できないということで、今度、天間林中学校は、学区が東西にまず25キロぐらい、南北に15キロぐらいですか、広範囲にわたるわけですよ。その範囲の中から部活動、もしくはクラブ活動のために学校に行くということが、親の送り迎えだけでは対応できるものではないと思っています。そこで、単純に町民バスが動いているわけですが、そちらのほうで学校ルート

をしっかり確保して運行できないものかどうかというのがまず1点と、これが一つですね。

もう一つは学校の設計、今、建設中なんですけれども、この間、養教の先生と新築の学校についてお話しする機会がありまして、そうしたら心配事の一つとして、集団の風邪、流行性の風邪が起きたときに、流し、水場を隔離していかないと感染を防げないと言うのですね。今のその新築の校舎の図面からいくと、どうやら隔離するのが非常に難しいという話をおっしゃっていたのですね。その上、集団のインフルエンザと伝染病が発生したときの対応をどのようにお考えなのかというところ、2点お伺いします。

○議長（田嶋輝雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

学校の休業中または土日、コミュニティバスを使えないかという御質問だと思うのですが、まずコミュニティバスは土日、祝日、走らないというふうに条例で決まっておりますので、現時点では、土日、祭日の運行はできないということになります。

ただ、休業中の平日ですか、これにつきましては、今現在7路線で運行しておりますけれども、その部活の時間がどうなるのか、それに合うのか合わないのか、また、停留所がどうなるのか、その辺の問題もございますので、まだ教育委員会のほうと協議はしておりませんので、これからその辺を協議してみたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 水飲み場の件ですね。実は、設計というのですか、その段階では、榎林中学校、それから天間館中学校の先生方にも十分検討していただきました。その時点では、この集団風邪の水飲み場の件は全く出てこなかったもので、そこまで想定というか、予想していませんでしたけれども、集団風邪が起こったときは、一定の隔離するという方法がどういう形でなされればいいのか、今後、養教の先生方からアドバイスをいただきながら、そしてまた自己管理も徹底していくよう、子供たちにも働きかけたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員。

○6番（附田俊仁君） スクールバスの件は、条例の改正をすれば何とか対応できる話だと思いますので、結局、文科省でいくのか、課の話、町の対応は、町の条例できちっと自主性を持って運用するべきだと思いますので、逆に町民バスの運行の日程が決まると、それに合わせて部活動の日程を組めるということにもなろうかと思っています。決して、学校主体ではあるのですが、それこそ町がやることに乗っかって、当然のごとく学校経営もなされなければならないので、ぜひ教育委員会のほうと対応しながら進めてもらえればというふうに思います。

あと、風邪の件なんですけれども、水、結局、今から設計を変更というのも、なかなか厳しいものもあろうかと思うのですが、避難経路の話だったり、設計上ちょっと見落とし

の部分があるように伺ってましたので、その辺もう一度検討をいただいて、その対策というものを立ててもらえればというふうに考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 要望でよろしいですか。

○6番（附田俊仁君） はい、要望でいいです。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑ありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第58号平成28年度七戸町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩したいと思いますですが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） もう一つ、続行のほうもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） では、12時まで10分間休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時01分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第3 議案第59号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第3 議案第59号平成28年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号平成28年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第60号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第4 議案第60号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第61号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第5 議案第61号平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第62号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第62号平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はね事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第63号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第63号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第64号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第8 議案第64号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第65号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第9 議案第65号平成28年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号平成28年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第66号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第10 議案第66号平成27年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月6日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告が議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(听 清悦君) 決算審査の報告をいたします。

9月6日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第66号平成27年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、12日、13日の2日間にわたり慎重審査の結果、お手元に配付いたしました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので御報告いたします。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます、委員長の報告といたします。

○議長(田嶋輝雄君) これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第66号平成27年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第11 報告第22号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第11 報告第22号平成27年度七戸町一般会計継続費の精算報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第22号平成27年度七戸町一般会計継続費の精算報告についてを終わります。

○日程第12 報告第23号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第12 報告第23号平成27年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 19ページのところなんですけれども、私たちがこれを見るに当たり、監査報告、不足比率の報告ということで、必ず前年度と比べるわけなんですけれども、ない箇所と、また、変わった箇所とあるのですけれども、19ページに今回は載ってわかりやすいというのがありますけれども、できれば資料は前年のおりに進めてもらえれば、私たちが比べてみるに見やすいのですけれども、この辺のところ、どういう意味でここがこういうふうになったかというのを説明をいただければ。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

19ページの資料についてでございますでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 19ページ、20ページ。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） この資料につきましては、昨年度の資料が手元がないもので、どのような条件において、この資料が追加になったのか、また、変わったのかは、後ほど御説明したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 少々厳しい言い方になるけれども、町長は地域づくりからいろ

いろな形で地域の観察力とか、地域にどの程度、接しているかということ、職員がということで、よく話をしているのですけれども、やっと今この80億円と、最初合併した当時は135億円と。当時は1万9,000人と、そして今、1万6,000人ちょっとでこういう状況になっているのですけれども、また新たに体育施設等を含めていくと、これがやるとなったら、恐らくまた80億円から110億円ないし20億円近くまで行くと思うので、それをやらないと平成三十四、五年は、さらに皆さん努力してしますので、これが50億円ぐらいに減るかと思うのですけれども、これからのやっっていく方向性で、これから向こう5年、6年たった場合に、最高の起債がどれぐらいになるか、お伺いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 0時15分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

あくまでも現時点での財政課の試算で、これは庁内でも公表はしていない、あくまでも試算の状況ではございますが、平成33年、これはこれまで全協とかでいろいろな事業の説明をしまりました。それをそのとおり実施した場合の試算になりますが、平成33年度に元金の残高ピークを迎えて、その金額は、95億2,000万円程度までまた起債残高が膨れ上がるような試算になっております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 私の計算のほうのはるかに上乘せという形で、大体、私はその体育館とかいろいろな形で土地買収、さまざまなことを考えると25億円ぐらいと思っていたので、95億円と。人口減少でありながら、予算は100億円近く、やっと10年たって、約50億円まで減らして頑張ったのはあるのですけれども、少々今、4番議員からもお話がありましたけれども、副町長からもいい言葉をもらいましたけれども、税ということについて、いろいろな形で今お話しされましたけれども、やはり町民税、いろいろな税を、皆さんから集めた税をどのように還元していくのかということを考えれば、私自身ちょっと無鉄砲な考えになるかと思うのですけれども、この少子化に対して、だんだんに減っていく中で、この返済するのが、例えば次の世代と。例えば農業をやる中で、町長にお伺いするのですけれども、例えば次の後継者に、田んぼが柔いから簡単には入れないと。じゃあ、客土しましょうと。1反歩当たり30万円、40万円かけて、その借金を次の世代にやったら、恐らく次の世代は、私は要りませんと言うと思うのですよ。そういう形の中で行くのであれば、少し物の考え方を変えて、あと人口が減ったら、この返済は誰が払うのかというぐらい、まちおこしということでやっていますけれども、本当にこの地域は災害も少なければ、本当に人を呼び込める地域でもあります。どちらに重点を置くか、

それもやりながらこれもやるかということになるけれども、私はある程度人口を、この七戸町のよさを訴えながらやらないと、今、町長が新しい事業をやらないでいけば、私は5年後は恐らくこれは50億円ぐらいの起債で終わるんじゃないのかな。もし事業をやれば、45億円がプラスされるというふうにとるのですけれども、私の計算は間違ってますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

細かいのはこれから計算してみないとわからないと思うのですけれども、非常に皆さん、議員の皆さんもそうですし、町民も我慢をして140億円近い全体の借金がある。今、80億円を切っているという状況です。ただし、ある程度やるべきものは、これはやらなくてはならないと思いますが、確かに今、例えば体育館であれ、土地の購入であれ、あるいはまた個々の耐震補強だとか、いろいろなものをすることによって、その大きさは確かに高くなっていくのは事実です。やるからには、いかに有利な財源をこれに充当するのかということ、まず一番基本に考えています。

合併特例債、平成31年まで、この間にその該当する事業は、それを全部それに充当すると。それから、合併振興基金なるものを実はこれくらいに償還して、12億円近いもの、これ使えるものがあります。そういったものは土地購入の一部に充てたり、そういうふうにしていきます。確かにそれ以外の、これもあと過疎債を充てたりと、交付税算入があるようなその起債をこれからやるつもりでありますけれども、ふえるのは確かです。確かですけれども、全く借金をしないでやるということは、例えば庁舎であれ、体育館であれ、何であれ、いわゆる減価償却の期間40年、50年のものがあります。それを今の人たちだけでやるとなると、今はもう破綻してしまいます。そうすると、それだけ長期のものは、将来の人にもある程度負担をしてもらおうと。これはやっぱり極端に残すとこれは大変ですけれども、十分これでやっていけるような中身で、実は精査して計画を組んだつもりでありますので、御心配はわかりますけれども、これによって、どこかの町みたいにパンザイするような状況には絶対ならないと、そういうことで財政を組んでいますので、その辺御理解いただきたい。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第23号平成27年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○日程第13 陳情第4号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第13 陳情第4号安全・安心の医療・介護を求める陳情書についてを議題といたします。

審査を付託しておりました文教厚生常任委員会の委員長より報告を求めます。

委員長、演壇にてお願いします。

○文教厚生常任委員長（附田俊仁君） 陳情審査報告をさせていただきます。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました陳情第4号安全・安心の医療・介護を求める陳情書の審査結果について報告いたします。

当委員会では、付託を受け、9月6日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました陳情の審査結果について御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして委員長報告といたします。

○議長（田嶋輝雄君） 文教厚生常任委員長の報告がありましたが、審査の結果につきましては、皆様のお手元に配付している陳情審査報告書のとおり、いずれも採択すべきものであります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

陳情第4号について採決します。

陳情第4号は、起立によって採決します。

この陳情書の委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告とは別に、この陳情を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立なしです。

したがいまして、陳情第4号安全・安心の医療・介護を求める陳情書は、採択することに決定しました。

○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今定期定例会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、平成28年第3回七戸町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。御苦労さまでございます。

閉会 午後 0時24分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成28年9月14日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員